

## 令和 5 年度 新居浜市一般会計補正予算 (第 3 号)

令和 5 年度新居浜市一般会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 694,378 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53,827,108 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第 3 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金		80,000	33,245	113,245
	1. 地方特例交付金	80,000	33,245	113,245
11. 地方交付税		5,066,000	465,176	5,531,176
	1. 地方交付税	5,066,000	465,176	5,531,176
15. 国庫支出金		9,574,663	157,266	9,731,929
	2. 国庫補助金	3,037,862	157,266	3,195,128
16. 県支出金		3,714,898	125,894	3,840,792
	2. 県補助金	759,094	125,894	884,988
19. 繰入金		1,500,212	△71,151	1,429,061
	1. 基金繰入金	1,500,212	△71,151	1,429,061
22. 市債		4,864,400	△16,052	4,848,348
	1. 市債	4,864,400	△16,052	4,848,348
歳入合計		53,132,730	694,378	53,827,108

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出 千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,160,217	250,000	5,410,217
	1. 総務管理費	4,210,587	250,000	4,460,587
3. 民生費		21,978,557	130,413	22,108,970
	1. 社会福祉費	10,963,457	121,818	11,085,275
	2. 児童福祉費	8,789,671	8,595	8,798,266
4. 衛生費		3,994,976	94,690	4,089,666
	1. 保健衛生費	1,549,759	84,690	1,634,449
	3. 下水道費	231,952	10,000	241,952
6. 農林水産業費		816,715	71,400	888,115
	1. 農業費	510,516	70,000	580,516
	3. 水産業費	96,367	1,400	97,767
8. 土木費		5,252,591	105,000	5,357,591
	2. 道路橋りょう費	1,462,107	80,000	1,542,107
	5. 都市計画費	2,302,796	25,000	2,327,796
10. 教育費		7,266,115	42,875	7,308,990
	3. 中学校費	536,308	40,156	576,464
	5. 社会教育費	980,211	2,719	982,930
歳出合計		53,132,730	694,378	53,827,108

歳入歳出予算補正

(歳出)

千円

第2表 継続費補正

変更

千円

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	6 住宅費	公営住宅建替推進事業 (第二期工事)	1,875,808	令和4年度	684,100	1,982,198	令和4年度	684,100
				令和5年度	360,800		令和5年度	360,800
				令和6年度	830,908		令和6年度	937,298

第3表 繰越明許費

千円

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	5 都 市 計 画 費	公園整備事業	25,000

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会資本整備事業	千円 1,000,800	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 1,023,300	補正前に同じ	%	補正前に同じ
臨時財政対策債	275,000				千円 236,448			
計	4,864,400	—	—	—	4,848,348	—	—	—